

「旧優生保護法下における強制不妊手術問題に対する見解」の学習運動のよびかけ
～人権と倫理の課題に向き合い、「共同のいとなみ」を深めあいましょう～

2022年10月14日
第45期全日本民医連第8回定例理事会

全日本民医連は2022年2月5日、「旧優生保護法下における強制不妊手術問題に対する見解」（以下「見解」）を出しました。「見解」はそのなかで、「旧優生保護法の歴史経過における民医連の反省と謝罪を踏まえ、人権と倫理に関する職員学習を組織的に強化し継続することを強調しています。

これを受け全日本民医連は、同「見解」の学習運動を呼びかけることとしました。障害者をはじめ様々な人権や倫理に関わって、地域で起きている問題にも目を向け、無差別・平等、人権と公正の視点で共同で考える力を培っていきましょう。「人権と共同のいとなみ」を大切にする組織文化の醸成を提起した「職員育成指針2021年版」の実践のひとつでもあります。

（1）～（3）を参考に創意工夫し、各県連、法人、事業所で具体化に踏み出すことを呼びかけます。

【目標】

①全職員が「旧優生保護法下における強制不妊手術問題に対する見解」の読了をめざしましょう。

②期間は第45期（2024年2月末）とします。

③各県連で推進体制を明確にし、（1）～（3）を参考に取り組みを具体化しましょう。

※取り組みの共有のため推進方法、感想やご意見、ニュース等を職員育成部までお寄せください。発行予定の“全日本民医連職員育成部ニュース”で紹介していきます。

【具体化のために】

（1）「見解」パンフレットの読了

「見解」そのものを読み、資料を活用したり持ち寄ったり工夫もしながら、ディスカッションの時間をとって、理解を深めましょう。

①「見解」パンフの読了（全職員）

②職場での読み合わせ（ディスカッション）

③副教材の活用（「民医連医療誌2022年10月号 42ページ」座談会記事や当事者の訴え動画など）

（2）学習会＆ディスカッション

学習会を企画しましょう。その際にもディスカッションを重視しましょう。可能であれば当事者の声を聴きましょう。

①県連や法人・事業所での学習会

②各種研修会での学習

③全日本民医連「人権Café」紙の活用（<https://kirarikango.com/newstag/cafe/>）

（3）障害者・団体との交流

「共同のいとなみ」の実践として、障害者・団体との交流や懇談を位置付けましょう。共同組織とともに学ぶことを意識しましょう。また、裁判への支援活動に結び付けましょう。

①「見解」を届けて地域の障害者・団体との懇談や活動交流、学習会を行い、見解への意見もいただき認識を深めましょう。当事者の方々の力をいただいて見解そのものを育てていく姿勢で深めてください。（当事者の受け止めを大事に）

② ①と同時に、障害者にとっての地域・自治体行政などの問題について教えていただき、共同でとりくめることを探してみましょう。まちづくりのとりくみに反映させていきましょう。

③ 裁判についての学習会を開き、支援やたたかいを呼びかけましょう。

④ 自法人に障害者就労支援事業所等があるところは学習を協力依頼しましょう。

以上